

茨城県高等学校審議会第2回総会

議事録

日 時 平成20年3月26日(水) 午後1時30分～

会 場 ホテルレイクビュー水戸 2階 「鳳凰の間」

次 第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 議事
 - (1) 専門部会審議経過報告
 - (2) 「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」のまとめ案検討
- 5 閉会

1 開会

司会（平塚高校教育課高校教育改革推進室室長補佐（総括））

おまたせいたしました。ただいまから、茨城県高等学校審議会第2回総会を開会いたします。はじめに、西野委員長から、ごあいさつをお願いいたします。

2 委員長あいさつ

西野委員長

西野でございます。開会に先立ちましてごあいさつ申し上げます。本日はご多用中のところ、また年度末を控えまして、委員の皆様にはお差し支えの方も多かったと思いますが、ご参会いただきありがとうございます。

昨年8月に開催されました本審議会の第1回総会で、皆さんご記憶と思いますが、県教育委員会の方から、「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」ということが1つと、それから「産業構造等の社会の変化や生徒の多様化に対応した魅力ある学校・学科の在り方について」、この2つの事項について、諮問を受けたわけでございます。

本年度は、その前段でございました諮問事項1の「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」審議することとあいなりまして、細部の調査・検討につきましては、専門部会を設置しまして、そこで検討を進めていただく運びになった次第です。

これを受けまして、専門部会におきまして、諮問事項1については、9月から実質審議を開始しまして、計5回の審議を経まして本日の第2回総会にまとめ案としてご報告をいただくということになった次第でございます。

本日は、始めに山根専門部会長から専門部会における審議経過とまとめ案というのが出ておりますので、それについてご報告をいただくということと、そのあとで委員の皆様のご意見をお伺いして、第1次答申につきましての審議を尽くしていただくということをお願いしたいと存じます。

まとめの案文の作成に至るまで、専門部会の委員の皆様には、何かとお忙しいところ熱心なご討議とご配慮をいただいております。ありがとうございます。この席をお借りして御礼を申し上げます。

以上、簡単でございますが、開会にあたりまして、ごあいさつといたします。

本日はよろしく願い申し上げます。

3 教育長あいさつ

司会

次に、稲葉教育長からごあいさつを申し上げます。

稲葉教育長

本日は、年度末の大変お忙しいところを第2回の総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、昨年8月の第1回総会以来、8カ月にわたって精力的に審議を重ねていただきました。お陰様をもちまして諮問事項1に係る専門部会での審議がまとまり、本日、山根部会長から西野委員長に報告され、それをもとに第1次答申案が審議される運びであると伺っております。

今回の答申は、今後、平成32年までに中学校卒業者が約4,500人減少すると見込まれる状況の中にあって、県立高等学校の今後の在り方を示していく重要な答申であると認識しております。これまでの委員の皆様のご尽力に対しまして、改

めて感謝申し上げる次第でございます。

さて、審議に入っていただく前にこの場をお借りして「県立高等学校再編整備の後期実施計画」の一部変更についてご報告をさせていただきます。

現在、県教育委員会が進めております「県立高等学校再編整備の後期実施計画」では、最終年度である平成 22 年度に県立緑岡高等学校に中学校を設置し、併設型の中高一貫教育校とする予定としておりました。しかしながら、県の財政が危機的状況にあり、また、水戸市内に私立の中等教育学校が開校するなど周辺の中高一貫の教育環境が計画策定当時に比べて著しく変化してまいりました。このため、県央・県北地区の中高一貫教育について改めて検討する必要性が生じたことから、平成 22 年 4 月の併設中学校の開校を見送り、計画について再検討することとした次第でございます。

「県立高等学校再編整備の後期実施計画」は、平成 12 年 2 月の茨城県高等学校審議会の答申を踏まえて策定した「県立高等学校再編整備の基本計画」、これは平成 14 年 6 月でございますが、この基本計画に基づいて平成 18 年 2 月に実施計画として策定したものでございます。ひとたび公表しました計画を一部変更せざるを得ないことは、誠に心苦しいことではございますが、委員の皆様には諸事情ご賢察の上、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。今後、教育庁内に設置しております茨城県高校教育改革推進本部会議において計画を再検討し、できるだけ早い時期に結論を出したいと考えております。

さて、来年度は、諮問事項 2 の「産業構造等の社会の変化や生徒の多様化に対応した魅力ある学校・学科の在り方について」審議をしていただくこととなります。平成 32 年度までを見通して、学校や学科の中身について論議していただくわけでございますが、未来の高校生にとって魅力ある学校や学科とはどのようなものであるのか、また、学校・学科を魅力あるものにしていくためにはどうしたらよいのか、皆様からご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の審議よろしくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

4 議事

司会

次に、議事に入りますが、茨城県行政組織条例第 26 条第 2 項の規定により、委員長に議長をお願いいたします。

○西野委員長

それでは、本日の審議事項でございますが、第 2 回総会要項の 1 ページをお開き願います。1 ページにあります次第にしたがいまして、議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

要項の 2 ページをお開きいただきまして、先ほども申し上げましたけれども、第 1 回総会におきまして県教育委員会の方から諮問事項が 2 つございます。1 の方が「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」ということございまして、本日の議題でございます。後段のものは 20 年度に入りまして、諮問事項の 2 として「産業構造等の社会の変化や生徒の多様化に対応した魅力ある学校・学科の在り方について」ということで本審議会に諮問されているところでございまして、これは後日の課題ということでございます。

今日の審議にあたりましては、先ほど申し上げましたように専門的に調査・研究を行うために専門部会を設置しまして、ご審議をお願いしたところでございますが、この度、専門部会長からまとめ案が提出されたところでございます。本日

の総会では、委員の皆様、このまとめ案につきまして、ご審議をいただくことにあいなりますが、始めに審議経過とまとめ案をご報告願いたいと思います。

それでは、山根部会長の方からご報告をお願いいたしまして、あと事務局の方で細部について申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

山根部会長

専門部会長の山根でございます。昨年8月の第1回総会におきまして、石渡県教育委員長さんからいただきました2つの諮問事項の審議の付託を受けたわけでございますけれども、そのうち諮問事項1の「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」、この件につきまして、この度、まとめ案を提出する運びとなりました。

審議の進め方につきましては、参考人の意見聴取を含めた審議計画を立て、諮問事項に関連した資料をいろいろと集めて、検討を進めて参りました。専門部会は合わせて5回開催いたしましたけれども、その間、専門部会委員の方々には大変熱心にご審議いただき、本当にありがとうございました。2月に開催されました第5回専門部会において、それまでの審議経過を踏まえまして、本日提出のまとめ案を取りまとめるに至った次第でございます。

専門部会の審議概要や資料等につきましては、部会開催後に全ての委員の方々にお送りしているところでございますが、本日は審議経過の詳細とまとめ案につきまして、事務局の方から、報告あるいは朗読をさせていただきたいと思っております。なにとぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、私からの報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○西野委員長

それでは、専門部会長からのお話のように、審議経過についての詳細報告を事務局でお願いします。

井坂高校教育課高校教育改革推進室長

それでは、まず、第2回総会要項及び第2回総会資料についてご説明いたします。

要項の2ページをご覧ください。本審議会は平成19年8月8日の第1回総会におきまして、県教育委員会から2つの事項につきまして、そこに記載されております諮問理由により意見を求められました。審議会は、付託されました事項につきまして専門的に調査・検討するため専門部会を設置し、山根委員を専門部会長とする23人の専門部会委員を選任いたしました。

次の3ページをご覧ください。平成19年9月28日に第1回専門部会を開催し、諮問事項1について、審議計画を検討し、募集定員と学級数、学校の適正規模・適正配置、学校の統合の在り方、の3つの事項について審議していくことといたしました。以後、その計画に基づき、そこに記載しましたような経過で会議を行い、まとめ案の作成に至りました。

なお、お手元の参考資料「茨城県高等学校審議会専門部会（第1回～第5回）審議概要」は、委員の皆様、専門部会開催後、毎回お送りいたしております審議概要をまとめたものでございますので、適宜ご参照願います。

要項に戻りまして、4ページは、審議会委員の名簿、5ページは教育庁内の幹事の名簿、6ページは、参考人の名簿でございます。

続きまして、第2回総会資料について、ご説明いたします。この資料のうち、1ページ、2ページ及び6ページの資料を除いて、専門部会の審議の中で使用したものでございます。まず、1ページですが、参考人から聴取いたしました意見を集約したものでございます。聴取事項1の「県立高等学校の在り方」の「ア 県立高等学校の果たすべき役割」については、

- ・地域の教育・文化を支える人材の育成
- ・生涯学力，コミュニケーション能力，自己評価能力，問題解決能力，自己管理能力及び専門的な知識等の習得による社会を担う人材の育成
- ・科学技術立国を支える人材育成

などの意見がございました。

同じく「イ 本県の中学生の高校進学に係る現状について」は，

- ・単位制高校や総合学科の高校等の新しいタイプの高等学校設置により，生徒の選択肢の拡大するとともに，将来を見据え，主体的な進路の選択をしようとする生徒が増加している。
- ・通学区域廃止によって，中学生の高等学校選択範囲が拡大し，生徒の通学範囲が広域化・分散化している。

などの意見がございました。

次に聴取事項2「県立高等学校の再編整備」の「ア 県立高等学校の適正規模」については，

- ・1学年4学級から8学級
- ・1学級30人程度の学級編制とした場合，1学年120～320人程度
- ・1学年6学級前後
- ・1学年2学級ぐらいの規模でも何とかやれるのではないか。

などの意見がありました。

同じく「イ 県立高等学校の適正配置」については，

- ・地域間の格差の是正という観点から，県立高等学校を再編成する必要がある。
- ・人口増加地域においては，高等学校の新設や学級数を視野に入れる必要がある。
- ・学校の配置に際し，生徒の通学手段についても配慮する必要がある。
- ・多様化する生徒のニーズに対応するため，フレックススクールを県南・県北地域に設置すべきである。

などの意見がございました。

同じく「ウ 県立高等学校の統合の在り方」については，

- ・適正規模の見込まれない学校及び統合した方が教育力の向上が期待される学校については統合すべきである。
- ・山間過疎地域における統合には，特段の配慮をすべきである。
- ・多様で活力ある教育活動をしていくためには，統廃合は必要である。
- ・生徒数や地域の実情に合った特色のある学校の設置が必要である。
- ・統合にあたっては周到な準備と十分な説明が必要である。
- ・統合などにより1校あたりの予算を大きくし，積極的な改革を実施すべきである。

などの意見がございました。

次の2ページをご覧ください。この「2 中学校卒業生数の推移」のグラフは，第1回総会の資料を一部改編したものでございます。第1回総会の資料では，平成20年以降の中学校卒業生数を社会的増減を見込まない数としておりましたが，この資料では，下の備考にありますように，社会的増減を推計した見込み数としたしました。この推計によりますと平成32年3月の卒業生数は25,475人で，平成20年3月の29,865人に比べ，4,390人の減少と見込まれます。

次に3ページをお開きください。「3 旧通学区別中学校卒業生数の推移」でございす。第1回専門部会資料と同じもので，2ページの資料でお示した中学校卒業生数の推移を旧通学区別に見たものでございす。旧通学区と申しますのは，5つございまして，第1通学区は県北を中心とした地域。第2通学区は水戸を中心とした，大子も含まれますが，県央。第3通学区はいわゆる鹿行，県東地域

でございます。第4通学区県南地区。ただし、つくばは除いてございます。第5通学区、つくばを含む県西地域ということになります。

4ページは前年比増減を示しております。

5ページをお開きください。「4 県立高等学校全日制課程旧通学区別募集定員と学級数の見込み」でございます。旧通学区別の中学校卒業生数、募集定員及び学級数について、平成20年3月卒業生と平成32年3月卒業生を比較したものでございます。平成20年度入学者選抜における募集定員は21,960人、550学級ですが、平成32年度の募集定員は18,120人、454学級と見込まれますので、学級数増減は96学級の減と見込まれます。なお、この資料は、まとめ案に別表として掲載されております。

次の6ページは、「5 平成20年度県立高等学校旧通学区別・募集学級数別学校一覧」でございます。第1回総会資料にありました平成19年度の募集学級数一覧を、平成20年度のものに更新した資料でございます。

次に、7ページをお開きください。「6 各都道府県の公立高等学校適正規模」は、各都道府県が、再編整備を進める上で設定している適正規模についてまとめた資料でございます。47すべての都道府県が何らかの適正規模を定めておりますが、そのうち本県と同様の「4学級から8学級」を適正規模とする道県が30あり、一番多くなっています。

次の8ページは、「7 統合等に係る基準を持つ道県における小規模校の取扱い」でございます。すべての都道府県に適正規模に満たない小規模学校がございしますが、そのうち、21の道県で、小規模校の統合等に係る基準を設けております。基準の内容につきましては、右の欄に記載してあります。3学級校を対象とする基準としては、9ページのNO.17長崎県の「3学級以下校で、2年続けて5月1日現在の1年在籍者が定員の3分の2未満の場合、統合又は募集停止を検討する」などの例があります。

次の10ページは、「8 全国の高等学校再編整備における統合等のパターン」でございます。統合等により学校数を削減する場合、全国で実施されている方法を大別すると、いわゆる「対等統合」、いわゆる「吸収統合」、募集停止、の3つのパターンに分けることができます。

以上、第2回総会資料についてご説明いたしました。

専門部会におきましては、ただ今ご説明したようなことを参考にしながら、審議を進めてまいりました。次に、その審議経過についてご報告いたします。

これからご説明することについては、お手元の参考資料の11ページから19ページに記載されていることとでございます。順序が行ったり来たりすることになるとは思いますが、ご了承願います。

1つ目の「募集定員と学級数」についての審議は、資料の11ページから13ページ関係で、主な意見としては、

- ・目標年度の募集定員や必要学級数を踏まえて、審議する必要がある。
- ・学校の特色化を進めるために、学校の裁量により学級編制を弾力化できるとしてはどうか。
- ・定員、学級数、適正配置については、私立高校の状況も勘案しながら検討する必要がある。

などがありました。

- ・県全体として高等学校への進学を希望する生徒をほぼ受け入れられる定員枠を設定していくことが必要である。
- ・計画年度（平成32年度）を設定して、必要となる学級数又は削減学級数の指針や目安を、旧通学区域別に数量的に表現する必要がある。
- ・学級編制については、1学級40人を標準として編制することになるが、将来

は、国の動向、他県の状況を勘案しながら、本県の実情を踏まえて弾力的な運用について検討することが望ましい。

と、まとめました。

2つ目の「学校の適正規模・適正配置」このことについては、11ページから15ページに記載されておりますが、「学校の適正規模」についての審議では、主な意見としては、

- ・4学級以上がよい。
- ・4～8学級を適正規模とするとしても、過疎地域は別に考える必要がある。
- ・3～6学級が現実的ではないか。
- ・8学級の学校を学級増して、9学級校とする可能性もあるのではないか。

などがありました。

- ・1学年4～8学級程度を適正規模の標準とする。ただし、地域の実情を勘案して、弾力的に運用するものとする。

と、まとめました。

同じく、「学校の適正配置」についての審議では、主な意見としては、

- ・将来を見通して、統合を考えていかなければならない。
- ・地域ごとに適正配置の検討をした方がよい。
- ・統合を検討するに際し、地域の実情を勘案するとともに、統合すべき状況になった学校については、地域の理解を得る必要がある。
- ・工業高校など就職に対応する学校を適切に配置することが重要である。

などがありました。

- ・活力ある学校づくりを進めるため、学校の適正規模を保持できるよう統合による学校の再編整備を進める必要がある。
- ・旧通学区域をベースに、学校や学科の適正配置を検討する必要がある。
- ・中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれる県北山間部の過疎地域については、学校の統合について特段の配慮をする必要がある。
- ・中学校卒業生数の増加が見込まれる地域では、学級増を視野に入れる必要がある。

と、まとめました。

3つ目の「学校の統合の在り方」につきましては、ただ今の資料の16ページから19ページに記載されております。このうち「統合の基準の設定」についての審議では、主な意見としては、

- ・今後、いろいろなケースが出てくると考えられるので、統合の基準を設けた方が県民の理解を得られるのではないか。
- ・社会資本の有効活用や高校教育の質の充実のためには統合を進める必要があるが、ある程度の道筋が示されないと地域の納得を得られないだろう。
- ・基準は必要だと思うが、杓子定規にならないよう、弾力的な運用が不可欠である。
- ・基準は設けず、地域の実情に応じて弾力的に再編していくほうがよいのではないか。

などがありました。

- ・適正規模に満たない小規模校については、統合の実施に係るガイドラインとして、統合の基準等を予め定めておく必要がある。
- ・ただし、統合の基準等の適用にあたっては、慎重に検討することが必要である。

と、まとめました。

3つ目の「学校の統合の在り方」のうち「統合のかたち」についての審議では、主な意見としては、

- ・さまざまなケースが考えられるので、統合のパターンを示してケースバイケースで対応するようにすればよい。
- ・対等統合，吸収統合，募集停止のいずれかのかたちをとれるようにすればよい。
- ・原則は対等統合として，ケースバイケースで吸収統合や募集停止のかたちもありうるとしてはどうか。

などがありました，

- ・統合を実施するに際し，今後も原則として，いわゆる対等統合のかたちをとることが望ましい。
- ・近隣に，適当な統合対象校がないなど対等統合のかたちをとることが困難な場合も想定されるので，単独の募集停止も含め対等統合以外の方法も検討し，個々のケースに対応した統合のかたちをとる必要がある。

と，まとめました。

以上でございます。

○西野委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明についてご質問がありましたらお願いいたします。

○西野委員長

特にございませんか。ございませんでしたら，先に進めさせていただきます。次に，まとめ案の朗読を，事務局からお願いしたいと思います。いよいよ本審議でございます。

鈴木管理主事

お手元に配付してあります「茨城県高等学校審議会専門部会の審議結果について（報告）」をご覧ください。この鑑文から朗読させていただきますので，よろしくお願いいたします。

【鑑・まとめ案朗読】

8ページ以降の付属資料でございますが，8ページは教育委員会から審議会に出された諮問文です。9ページは本日の第2回総会までの審議経過です。10～11ページは審議会委員及び教育庁内の幹事名簿でございます。なお，最後の12ページですが，第2回専門部会に参考人としておいでいただきました方々の一覧でございます。

以上でございます。

○西野委員長

ありがとうございました。それでは，案文の審議・検討に移りたいと思います。区分審議ということにしたいと思います。つまり，まとめの案文は，先ほど審議経過でご報告しました3つの事項，すなわち，「募集定員と学級数」それから「学校の適正規模・適正配置」，「学校の統合の在り方」及び「その他」ということで構成されております。

まず，1ページをお開きいただきまして，真ん中に「記」と書いてございますその前書きの方，導入部分といいますか，これについてご意見をお願いしたいと思います。ご意見につきましては，今日ご出席の一般委員の方優先に，ご疑問等ございましたらご発言をお願いいたします。

○西野委員長

ございませんでしょうか。それでは，ただ今ご審議いただいた前書き部分，導入部分については，案文のとおりでよろしいでしょうか。

異議ございませんか。

（「異議なし」の発言あり。）

○西野委員長

はい、ありがとうございました。異議がないようですので、案文のようにしたいと存じます。

次に、1ページから2ページにかけての「記」と書いてある部分についてご意見をいただきたいと思います。こちらも同様に皆様方からご意見をお願いいたします。ご覧になっていかがでございましょうか。

○西野委員長

とくにご意見ございませんが、「記」書きの部分、1ページの下段と2ページの上段の部分ですね、これについては、これによろしゅうございましょうか。

○西野委員長

特に異議がないようですので、案文のようにしたいと思います。

次に、2ページの下段の方に「1 募集定員と学級数」についてという柱立てがございまして。こちらについて、ご意見を申し上げます。なお、3ページの「なお書き」に関連して、7ページに別表がありますので、それも含めてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

○西野委員長

それでは、「1 募集定員と学級数」について、これによろしいでしょうか。
(「異議なし」の発言あり。)

○西野委員長

ありがとうございます。異議がないようですので、案文のようにしたいと思います。なお、ずっと進行していきますが、後でお気づきの点があればお願いします。

次に、3ページの方に移ります。「2 学校の適正規模・適正配置」ということが中ごろに書いてありますが、そのうち、「(1) 学校の適正規模」について、ご意見を申し上げます。3ページの下段の部分にお目通しをお願いいたします。

いかがでございましょうか。

○西野委員長

それでは、お伺いいたします。「学校の適正規模」について、この案文でよろしゅうございましょうか。
(「異議なし」の発言あり。)

○西野委員長

ありがとうございます。異議がないようですので、案文のようにしてまいりたいと思います。

次に、4ページの方に移ります。お聞きください。「(2) 学校の適正配置」という節がございまして。こちらについて、ご意見を申し上げます。

どうぞ、ご遠慮なく。

○西野委員長

適正配置の件ですが、ご意見ございませんか。あるいは、ここを確認しておきたいということもございませんですか。

それでは特にございませんようですので、この「学校の適正配置」について、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言あり。)

○西野委員長

それでは異議がないようでございますので、案文のようにしたいと存じます。

次に、5ページに移らせていただきます。5ページの方は項立てで「学校の統合の在り方」ということにあいなりますけれども、諸節に分かれておりまして、(1)の「統合の基準の設定」ということについて、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。この5ページ全部が該当いたします。

いかがでございますか。

○西野委員長

では、特にならぬでございますので、「統合の基準の設定」ということについては、こういうかたちでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の発言あり。)

○西野委員長

はい。異議がないようでございますので、案文のようなかたちでご了承いただきまして、次に進めさせていただきます。

今度は、6ページに移らせていただきまして、「統合のかたち」について、お目通しをいただきましてご意見を申し上げます。

○西野委員長

ございませんですか。それでは、「(2) 統合のかたち」の書きぶりについては、これでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の発言あり。)

○西野委員長

はい。ありがとうございます。「異議なし」というお言葉をいただきましたので、案文のようにしていきたいと思っております。

次に、6ページの下の方に「4 その他」というのがございます。この件について、皆様、ここに書いてあること書いてないことについてご質問等ありましたらお願いいたします。

どうぞ、ご遠慮なくおっしゃってください。

○西野委員長

よろしゅうございますか。それでは、特に異議が出ておりませんので、案文のようにしたいと思います。

最後の8ページ以降のことについてでございます。付属資料について、何かご意見ございましたらお願いいたします。8ページの左側に目次的に付属資料の内訳がございます。このところで何かご意見がございましょうか。ご質問でもけっこうでございます。

A委員

9ページの審議経過の中で、12月20日の第3回についてでございますが、その審議の中で、参考資料の11ページの審議概要の方をご覧くださいますと、「(1) 募集定員と学級数」にありますように、「ほとんどの生徒が高校に進学するようになった現在、私立高校に進学する生徒も増えており、定員、学級数、適正配置については私立高校の状況も勘案しながら検討する必要がある。」という話をさせていただきました。9ページの審議経過では、同じような書き方で審議内容が「1, 2, 3」「1, 2, 3」となっていますが、私立高校に係ることがまとめの方の文言に1行も入っていないこともございまして、審議経過のほうに少し含みをもたせていただければありがたいということでございます。

山根部会長

確かに私立高校の入学定員のことも勘案しながら全体として募集定員を考えるべきであるという意見をいただいわけですけれども、なかなか私立高校の方まで含めて考えると非常に広がってしまうこともありまして、それ以上具体的なご議論になりませんでした。そういうこともありまして、一応ご意見はいただきましたけれども、まとめ案の本文からは外させていただいた次第です。

○西野委員長

事務局として、何か補足することはありますか。

井坂高校教育課高校教育改革推進室長

ただ今のA委員からの12月20日の第3回専門部会に関するご意見につきまして、審議経過の審議内容に抜けている部分があるかと思っておりますので、私立高校に

関することについて追加したいと考えております。

山根部会長

それでは、本文ではなくて、審議経過の中で追加するというところでよろしいでしょうか。

鈴木管理主事

補足させていただいてよろしいでしょうか。9ページの審議経過の一覧表の中で、第3回専門部会では3つの柱について協議を行ったわけですが、その前段に小野委員にお出でいただきまして私立高校の現状並びに私立の通信制のあり方についてご意見をいただき、意見交換を行ったわけですが、この表にそのような協議を行ったことを追加させていただくということではいかがでしょうか。

○西野委員長

貴重なご意見ありがとうございました。資料に追加させていただくということです。

その他にございませんか。

B委員

今までの議論経過からいうと、適正規模・適正配置の問題はこの文面になるのかなと思いますが、私共これに何の異論もないんですが、ずっと見ますと全体的に中学の卒業生がこんなふうには減少するとか、質と量からするとどちらかという量の視点からの答申になっているわけです。これから、20年度には産業構造や社会の変化に伴う魅力ある学校・学科のあり方についての答申をするが、これは質の面ですね。質の面でいろいろ議論したときに、今回答申している内容が変更になるということが、統合の在り方とか統合のかたちとかが、質の面から議論したときに変わりうることもあるんだという前提で承認ということではよろしいですか。そのへんの確認をしたいんですけども。

西野委員長

かなり核心にふれる部分ですけども、いかがですか。

山根部会長

確かにそこは予測し難いところだと思うんですけども、私たちが主に定員の問題だとか配置の問題だとか数値的な数の問題でやってまいりましたが、確かにおっしゃるように質的な問題も当然大きな問題としてあるということですね。それは、やはり事態が進んで、質的な問題が何か計画に大きな影響を及ぼすということになりましたら、そこはやはり何かやらなければならないかもしれませんが、今のところ、依拠すべきものが数的なものに限られてくるのではないかとということで限定された議論をさせていただいたわけですが。

西野委員長

貴重なご指摘ありがとうございます。いずれにしても、後段の方の諮問事項の方はですね、質の面にわたることがたくさんございますので、そのへんのところでご議論いただくということもあります。部会の方でも十分留意させていただくということで、テイクノートさせていただきます。ありがとうございました。

「その他」ということにとらわれず、若干の時間がとれると思いますので、皆様の方からお見通しの上、あるいはここに書いていないことで、ご意見、ご質問あるいはご指摘がございましたらお願いいたします。

C委員

第1回の総会の時も最初のことにお話ししたことなんですけれども、第1次答申が出て、明日あたりが新聞発表されてということで、県民にこういう審議会の答申が出ましたということで発表されるわけですので、1カ月とか時間を区切って、県民からもパブリックコメントみたいなかたちで意見を集約するような機会

をもったほうが、いいのではないかなと思うのですけれども、そのへんはどうでしょうか。

西野委員長

ただ今のC委員のご指摘の点で、というよりはご提案ということもあるんですが、パブリックコメントについての考え方、事務局でコメントいただけますか。今日の答申案がディスクローズされた後のパブコメの方です。

井坂高校教育課高校教育改革推進室長

パブリックコメントに関してのことですが、茨城県では平成13年度に制度化されたものでございまして、政策の形成過程における県民の意見の反映を目的としたものでございます。基本的には県の各課所で策定した計画案などについて県民の意見を伺い、政策に反映させるものであると考えております。高校審議会ではパブリックコメントを実施するか否かは審議会で決定していただくことであると思いますが、時間的な制約もあり、答申案に対するパブリックコメントの実施というのはいかがなものかと考えております。

県の総合計画審議会でパブリックコメントを実施したと聞いておりますが、新しい県総合計画の中間とりまとめに関する意見を求めたものと聞いております。事務局としては、高校審議会から答申をいただいた後に、県で策定する再編整備の基本計画案等については、パブリックコメントを含め、どのような形で県民の意見を伺うかを検討していきたいと考えております。

西野委員長

ただ今貴重なご意見、ご指摘をいただいているわけですが、事務局としては具体的に基本計画ができた段階でパブリックコメントを出すということで進めたいということでございます。以上、ご了承いただけますか。

西野委員長

他の皆様いかがでしょう。各条審議が終わりまして、全文を通してもう一度皆様お目通しいただきたいと思っております。

(「異議なし」の発言あり。)

西野委員長

今、「異議なし」の声を頂戴いたしました。それでは、この答申案について、皆様にご了承をいただいたということによろしくございませうか。

(「異議なし」の発言あり。)

西野委員長

ありがとうございます。では、細部にわたりまして慎重なご審議をいただいて、本当にありがとうございました。それでは、専門部会から提出されましたまとめ案どおりに決定してよろしいですね。

(「異議なし」の発言あり。)

西野委員長

ありがとうございます。以上で、諮問事項1のまとめの審議を終了したいと思います。なお、このまとめにつきましては、第1次答申ということでなるべく早い時期に、県教育委員会の方へ提出したいと考えておりますが、その手続き等につきまして、事務局からお願いいたします。

井坂高校教育課高校教育改革推進室長

それでは、ただいまから、提出するにあたりましての鑑文を配付いたしますので、少々お待ちいただきたいと思います。

【鑑文配付】

井坂高校教育課高校教育改革推進室長

それでは、お手元に配付いたしました鑑文をご覧ください。鑑文を朗読します。日付は、先ほど委員長からございましたように提出する日付となります。

【鑑文朗読】

なお，県教育委員会への提出後，第1次答申の内容を報道機関に提供するとともに，県教育委員会のホームページに掲載する予定でございます。また，第1回総会と同様，本日の第2回総会の要項，資料及び議事録を同じく県教育委員会のホームページに掲載する予定でございます。

西野委員長

ありがとうございました。そのような手続きで進めていただきたいと存じます。

それでは，皆様のご協力で円滑に進みましたので，以上で，予定しました議事を終りにしたいと思います。

冒頭でも申し上げましたけれども，本日の第2回総会におきまして，諮問事項1のまとめが決定したところでございますので，第6回専門部会以降におきましては，諮問事項2の方の「産業構造等の社会の変化や生徒の多様化に対応した魅力ある学校・学科の在り方について」という項目について，ご審議いただくわけでございます。また何かとご苦勞をおかけすることになるかと思いますが，よろしくお願ひいたします。

なお，年度が替わりますと役職の異動が県等でございますので，委員の構成を変更する必要が想定されます。したがって，高校審議会規則第3条によりまして，委員は教育委員会が委嘱又は任命いたしますけれども，同じく第4条2項の規定によりまして，「専門部会の委員の選出方法等は，審議会で定める」とされておりますので，これに準拠いたしまして委員の変更に伴う専門部会委員の異動につきましては私にお任せいただいでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の発言あり。）

西野委員長

それでは，事務局と相談して進めさせていただきます。皆様のご協力により，審議の方を終了させていただきます。事務局の方で何かございましたらボタンタッチいたします。

5 閉会

○司会

特にございませんので，以上をもちまして，第2回総会を閉会したいと思います。長時間のご審議，大変ありがとうございました。